

諮問日：平成28年4月5日（平成28年度（最情）諮問第1号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（最情）答申第22号）

件名：山口地方裁判所長が山口家庭裁判所長を兼任するようになった経緯が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成27年12月以降、山口地裁所長が山口家裁所長を兼任するようになった経緯が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。山口地方裁判所長が山口家庭裁判所長を兼任することになったことは軽微な事案とはいえないから、最高裁判所は本件開示申出文書を作成しているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

平成27年11月18日及び同年12月24日開催の最高裁判所裁判官会議において、山口地方裁判所長が山口家庭裁判所長を兼任することが決定され、その際、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）が山口家庭裁判所長の補職等について説明しているが、その説明内容が記載された文書

は、存在しない。したがって、本件開示申出文書を作成又は取得していないことから、これを不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月11日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月11日 審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、平成27年12月以降に山口地方裁判所長が山口家庭裁判所長を兼任するようになった経緯が分かる文書である。最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。
- 2 委員会庶務に調査させたところ、平成27年12月16日付けで、山口地方裁判所長について、兼ねて山口家庭裁判所判事に補する旨及び山口家庭裁判所長を命ずる旨の発令がされたことが確認された。

この人事異動について、最高裁判所事務総長は、裁判官会議における決定の際、人事局長が説明をしているが、その説明内容が記載された文書は存在しない旨説明する。また、この点について、委員会庶務において最高裁判所の担当部局である人事局の担当者から意見を聴取したところ、上記のような裁判官会議における説明内容については、通常は文書を作成するものではないとのことであった。本件開示申出に係る事項が、人事に関する事項であり、その性質上、そのような事項について詳しい理由を記載した文書が作成されていないとしても、何ら不合理とは考えられないのであって、本件開示申出に係る事項について詳しい理由について記載した文書を作成することはないという上記の各説明

は、合理的であるというべきである。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書は保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人